

社長さん!

PCB

(ポリ塩化ビフェニル)

処分して!



栃木県 PCB

検索

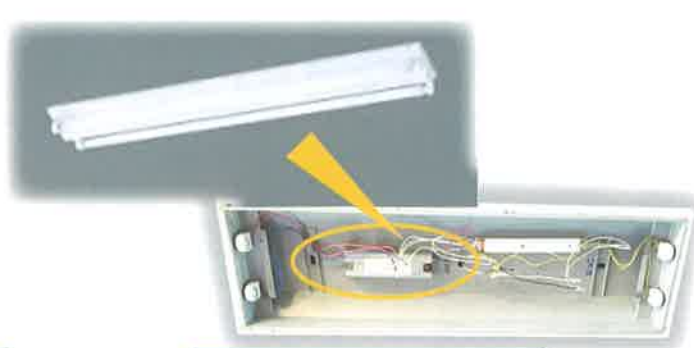
PCB は、電気機器用の絶縁油などとして様々な用途で使われてきましたが、有害であることが判明し、現在は製造や新たな使用が禁止されているとともに、PCB を保有している事業者の皆様は、法で定められた期限までに処理することが義務づけられています。



変圧器(トランス)



コンデンサー



蛍光灯安定器

高濃度 PCB 廃棄物の処理期限は

変圧器・コンデンサー：2022 (令和 4) 年 3 月末

安定器・その他：2023 (令和 5) 年 3 月末

※低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は、2027 (令和 9) 年 3 月末です。

- 処理期限が迫っています！
- 期限を過ぎると処分できません！
- 処分しないと**罰則の対象**となります！

すぐに点検・適正処理

詳しくは中面をご覧ください



栃木県

～PCB適正処理の手順について～

手 順 1

所 在
確 認

手 順 2

判 別

手 順 3

届 出
保 管

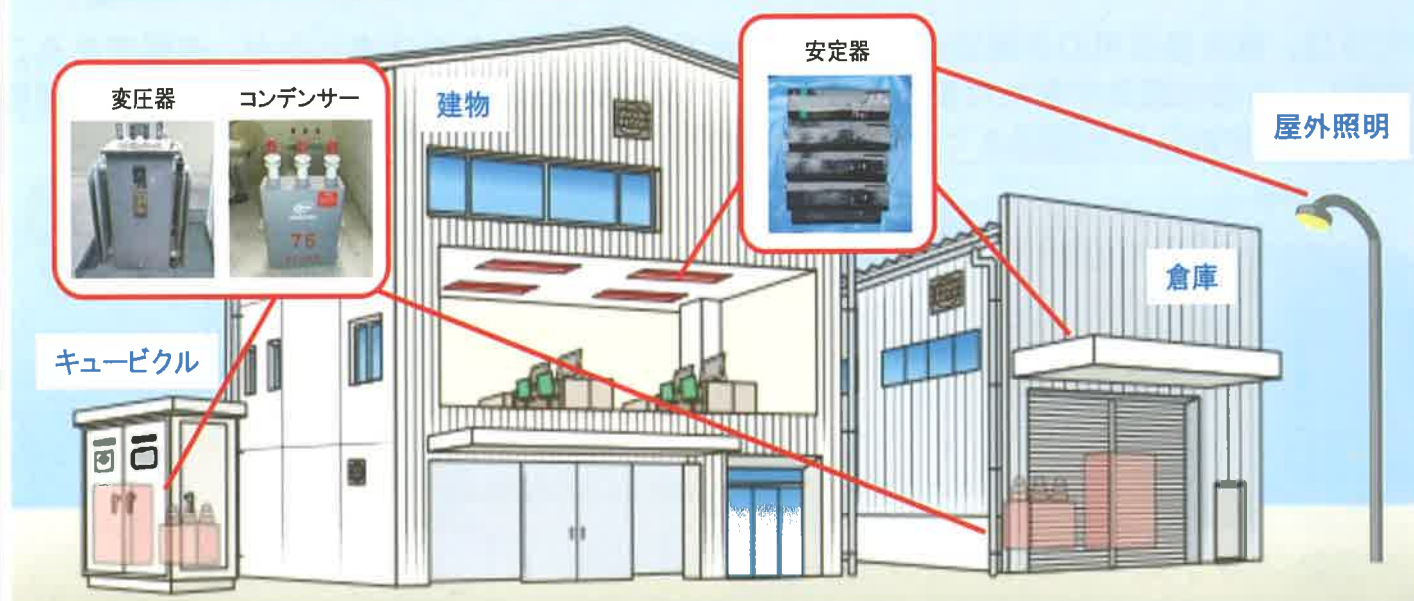
手 順 4

処 分

手順 1：所在の確認

◆感電に注意！◆

- ・ 通電中の電気機器に近づくとは危険
- ・ 確認を行う場合は、電気主任技術者等にご相談ください



- キュービクル内に、使用中の古い変圧器やコンデンサーはありませんか？
- 古い照明器具用の安定器はありませんか？

■ 安定器が使用されている照明器具 ■

蛍光灯器具

(オフィス・教室用等)



水銀灯器具

(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具

(トンネル用)



インバータ(電子)式安定器や一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されてません)

〈見逃しやすい場所で、PCB 使用安定器が発見された事例もあります〉

- ・ 事務室の天井裏や工場の壁際など。照明設備を更新した建物に残置されていた例も。
- ・ LED ランプに交換していても、器具内に古い安定器が残されている場合があります。
- ・ エレベーターや屋外・外壁の照明にも、使用されている可能性があります。

- 倉庫内に、長期保管された古い電気機器はありませんか？

至急、ご確認をお願いします！



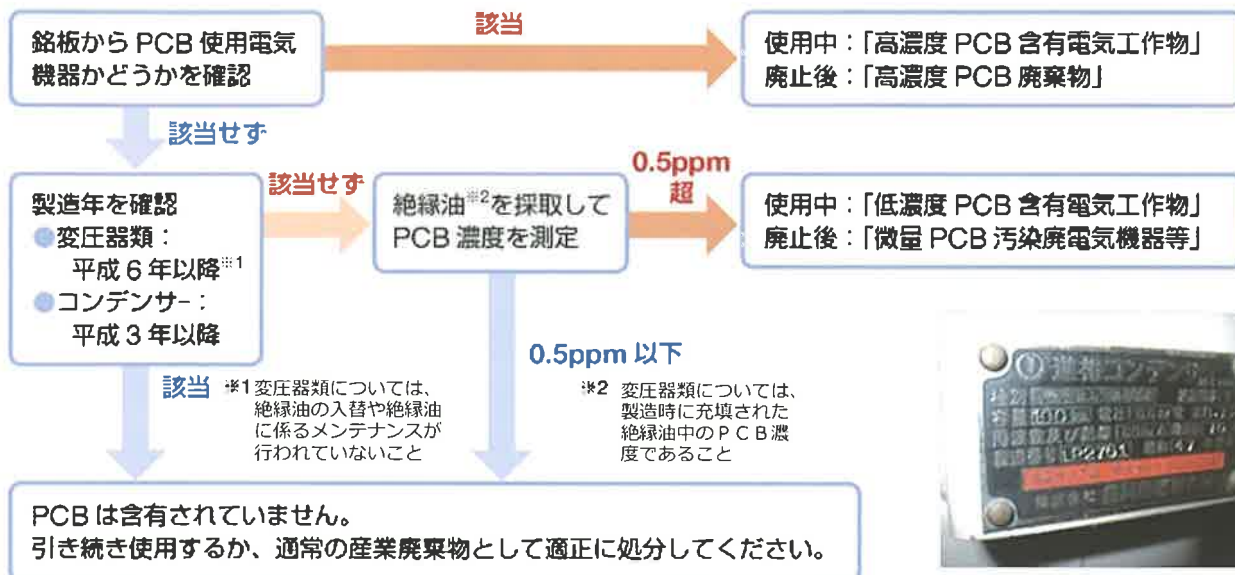
手順2：判 別

「PCBが入っているかも？」と思ったら、まずは機器に取り付けられた〈銘板〉などを確認し、**「製造年時」と「型番」**でPCBが含まれているか判別してみましょう。

～電気機器の種別・PCB濃度によって、処理期限・処理先が異なります～

(1) 変圧器・コンデンサー（自家用電気工作物）

- 昭和 28(1953)年から昭和 47(1972)年に国内で製造されたものは、**高濃度 P C B**使用の可能性があります。**「P C B 廃棄物一覧」** [環境省 H P] を参照、又は**メーカー**へ問い合わせてください。
- 高濃度 P C B 使用機器に該当しなくても、**低濃度 P C B**が含まれている可能性がありますので、製造年を確認した上で、**濃度測定**を行ってください。



銘 板

(2) 照明器具用安定器

- 昭和 52(1977)年 3 月までに建築・改修された事業用の建物には、**高濃度 P C B**を使用した照明器具用安定器が設置されている可能性があります。銘板から製造メーカーや力率などを基に確認してください。（詳細は（一社）日本照明工業会の H P を参照してください。）



安定器



銘 板



こちらの動画で
詳しい判別方法をご案内
〔(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団〕



手順3：届出／保管

- P C B 廃棄物を保管している事業者は、毎年度、廃棄物の保管や処分の状況を知事に届け出る必要があります。（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条）

提出時期	提出先	様式
4 月 1 日～6 月 30 日	保管場所の市町を所管する環境森林（管理）事務所	県ホームページを参照

- また、P C B 廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処分までの間は、**特別管理産業廃棄物管理責任者**を設置する必要があるほか、同法で定める**保管基準**に従って**保管**する必要があります。

手順4：処 分

PCB含有機器については使用中であっても、
処分期間内に使用をやめて処分してください。

(1) 処分先

高濃度PCB廃棄物

中間貯蔵・環境安全事業(株)[通称：JESCO]

【問い合わせ先】PCB処理営業部(TEL 03-5765-1197)

低濃度PCB廃棄物

全国の無害化処理認定施設・都道府県知事等許可施設

【問い合わせ先】栃木県又は環境省のホームページを参照

(2) 負担軽減措置

- ① 中小企業等処理費用軽減制度【問い合わせ先：JESCO中小軽減担当】(TEL 0120-808-534)
高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は70%、個人は95%が軽減されます。
- ② PCB廃棄物関連融資制度【問い合わせ先：日本政策金融公庫 宇都宮支店】
(中小企業の方：TEL 028-636-7171、個人企業の方：TEL 028-634-7141)
日本政策金融公庫では、PCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

Q & A

Q1 一般住宅には、PCBを含んだ機器はありますか？



A1 一般住宅には、基本的にPCBを含んだ機器はありません。(PCBが含まれている自家用電気工作物や、業用の蛍光灯安定器は、一般住宅には使用されていません。)
ただし、住宅と事業場を兼ねている自宅兼店舗や、アパートやマンションなど共同住宅の廊下やエレベーターなどの共用部分には、PCBを含んだ機器が存在する可能性がありますので、確認をお願いします。

Q2 銘板が読み取れない安定器がありますが、どのように取り扱ったらよいですか？



A2 安定器はPCBが漏洩する危険性があるため、解体分解・形状変更することが法律で原則禁止されています。銘板が読み取れない安定器であっても、内蔵されたコンデンサーを取り出して分析することは止めて下さい。
同一の保管場所にあり、同一の形状と判断された他の安定器の銘板が読み取れるならば、そのPCB使用の判別結果に準じて判断しても構いません。同一の形状と判断できるものがない場合は、PCB使用安定器として扱い、JESCOへ処分を委託するようにしてください。

問い合わせ先

問い合わせ先	TEL	所管市町村
廃棄物対策課	028-623-3098	—
県西環境森林事務所	0288-23-1000	鹿沼市・日光市
県東環境森林事務所	0285-81-9002	真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県北環境森林事務所	0287-22-2277	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・那珂川町・塩谷町・高根沢町・那須町
県南環境森林事務所	0283-23-4445	足利市・佐野市
小山環境管理事務所	0285-22-4309	栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町

※PCB廃棄物の保管場所が宇都宮市内の場合は、宇都宮市廃棄物対策課028-632-2929までお問い合わせください。

